

アジアにおける税制 チャイナ・プラス・ワン ベトナム ーその日本及び中国との比較ー

August 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

税制とは、租税高権または国家主権の内従的属性と呼ばれるように、他国の干渉を排し、それぞれの国家が独自のものとして制定及び執行するものといえます。しかしながら同時に、財政収入確保、効率的な行政執行、課税の公平性、社会政策等の観点から、現実的には国家間においてその制度設計には一定の共通性が見られる場合が多いといえます。

従って、この共通性または相違性を理解することにより、一国の税制だけでは見えなかった各国独自の税制についての理解が進むとともに、多国間を跨ぐことが日常化した現代の事業環境において必要となる横断的な税制理解に際して、有効な視点を提供するものになると考えられます。

今回は、ベトナムにおける個人所得税及び社会保険制度について、日本及び中国の制度との比較を含めてみてみたいと思います。

ベトナム歳入の概要

ベトナムにおける歳入は約 900 兆ドン（約 4 兆円）程度であり、その基礎は原油による歳入、法人税、付加価値税の 3 項目により支えられています。しかしながら、これまで大きく成長してきたこれらの歳入項目については、従来のような大きな成長を期待することが難しくなっており、今後は近年の経済成長により豊かになってきている個人からの所得税を通して歳入を確保することが期待されています。

ベトナム所得税の概要

所得分類

個人の所得を、給与所得、事業所得、投資所得、株式譲渡所得、資本譲渡所得、不動産譲渡所得、ロイヤリティー/フランチャイズ所得、賞金所得、相続/贈与所得に区分し税額の計算が行われます。

税率及び課税方式

給与所得については累進超過税率、その他の所得については一定の固定税率による分離課税方式により税額の計算が行われます。

また、居住者に対する資本譲渡所得について譲渡益が課税標準とされているのを除き、収入または譲渡対価を課税標準として税率の適用が行われます。

税務コード (Tax codes)

課税所得を有する個人は税務コードを取得しなければなりません。

給与所得を有する人は、税務登録書類を雇用主に提出することが要求され、雇用主は、従業員から受領した税務登録書類を税務当局へ提出します。

その他の課税所得がある個人は、居住する地区の税務署へ税務登録書類を提出しなければなりません。

税務申告と納税 (Tax declarations and payment)

給与所得については、月次で仮申告と仮納付が必要とされています。

申告・納付期限は翌月 20 日で、年末に確定申告を行い、納付すべき年間税額と仮納付額合計との差額を納税します。また、年度末から 90 日以内に確定申告書提出および納税を行わなければなりません。

外国人従業員はベトナムでの勤務終了時、ベトナム出国前に確定申告を行うことが要求されています。税務コードを持つ個人のみが過払いに対する還付の対象となります。

給与所得以外の所得については、個人がその所得の種類に応じて個人所得税を申告納税することが要求されており、多くの場合、所得受領の都度、申告納税することが要求されています。

ベトナム個人所得税制と日本及び中国における税制との比較

ベトナムにおいては個人所得税 (Personal Income Tax) と呼ばれ、日本における所得税 (Income tax)、中国における個人所得税 (Individual Income Tax) と呼び名が微妙に異なりますが、自然人の所得に対する課税としての本質は同様のものです。

以降では、より具体的にその内容を見ていきたいと思います。

課税年度 (Tax Year)

ベトナムの課税年度は原則として暦年とされています。

但し、赴任初年度の個人のベトナム滞在日数が暦年において 183 日未満の場合、その個人の課税初年度はベトナム到着の初月から 12 ヶ月とされます。

また、183 日以上の場合は、原則として到着の日を含む暦年となり、到着前の所得についてもベトナムにおいて申告しなければならないものとされています。

いずれの場合も、2 年目以降については、課税年度は暦年となります。

日本における所得税、中国における個人所得税においては、課税年度は暦年のみとされています。ベトナムにおいて、初年度について到着の月から連続した 12 ヶ月としている背景としては、居住者の認定における 183 日以上という基準の基礎となる期間を暦年に縛られることなく計算できるようにするためと考えられます。

このような居住者の認定については、日本では推定規定を設けることにより対応する一方、中国では明確な基準が設けられておらず、赴任初年度は基本的に居住者に該当しないものとして取扱われています。

課税所得毎の適用税率

個人が得る所得には様々な性質のものがあり、その発生形態や発生原因は異なります。そのため、一般に個人所得税においては、課税負担の公平の見地から、所得の性質に応じた担税力に配慮した課税を実現するために、所得を分類区分し、その区分された所得ごとに計算を行うこととしています。

ベトナムの個人所得税については以下のようになっています。前述の通り比較的シンプルな所得分類構造を有するとともに、資本譲渡所得を除き、基本的に収入（または対価）をその課税標準にしているものといえます。

<ベトナム>

	所得分類	課税標準	税率
1	給与所得	収入	5-35%（累進超過税率）
2	事業所得	収入	0.5% - 5%（事業所得の種類により異なる）
3	投資所得	収入	5%
4	株式譲渡所得	収入	0.1%
5	資本譲渡所得	利益	20%
6	不動産譲渡所得	収入	2%
7	ロイヤリティー/フランチャイズ所得	収入	5%
8	賞金所得	収入	10%
9	相続/贈与所得	収入	10%

ここで、日本は以下の 10 分類、中国は 11 分類の所得に区分されています。全ての国において 10 前後の所得分類がなされているものといえます。

<日本>

	所得分類
1	利子所得
2	配当所得
3	不動産所得
4	事業所得
5	給与所得
6	退職所得
7	山林所得
8	譲渡所得
9	一時所得
10	雑所得

<中国>

	所得分類
1	賃金・給与所得
2	個人経営商工業者の生産経営所得
3	企業・事業単位からの請負経営、リース借受経営による所得
4	役務報酬所得
5	原稿料所得
6	工業所有権使用料所得
7	利子、配当、割増配当所得
8	財産賃貸所得
9	財産譲渡所得
10	臨時所得
11	国務院の財政部門が課税すると定めたその他の所得

但し、日本の所得税においては、当該所得分類は所得額の計算において適用されるのみで、当該所得の合計額に最終的な累進超過税率が適用される（総合所得課税方式）のに対して、ベトナムや中国においては各所得分類ごとにそれぞれの税率が適用される（分離課税方式）ものとなっています。

従って、日本の所得税制は比較的高所得者により多くの税負担を強いる税制といえます。

非居住者に対する適用税率

ベトナムの個人所得税においては、非居住者に対しても、原則として居住者と同様の税制が適用されており、一部、給与所得については収入額の 20%、資本譲渡所得については収入額の 0.1% として、より簡易な税制が適用されています。

また、日本の税制では総合所得課税方式が採用されているため、納税者が自らの所得をまとめて申告することが前提とされていますが、非居住者に対してこれを適用することは現実的でないため、非居住者に対しては原則的に分離課税方式を採用するとともに、収入または譲渡対価をその課税標準として税率を適用するものとなっています。

従って、ここでは居住者と非居住者との間で所得分類が大きく異なり、非居住者に対しては以下のような区分が設けられています。

<日本 非居住者に対する課税所得区分>

	所得分類
1	組合契約事業利益の配分
2	土地等の譲渡対価
3	人的役務提供事業の対価
4	不動産の賃貸料等
5	利子等
6	配当等
7	貸付金の利子
8	使用料等
9	給与、人的役務提供の報酬等（個人を対象とする所得であるため、外国法人は対象外）
10	事業の広告宣伝のための賞金
11	生命保険契約等に基づく年金等
12	定期積金の給付補てん金等
13	匿名組合契約等に基づく利益の分配
14	上場株式等譲渡による所得
15	懸賞金付き預貯金等の懸賞金等
16	割引債の償還差益
17	免税芸能法人等が支払を受ける芸能人等の役務提供事業の対価等

このような日本の税制と比較して、ベトナムにおいては税額計算において多少の相違はあるものの、居住者と非居住者における所得分類はほぼ同様であるといえます。さらに、中国においては全く同様の所得分類及び税率が適用されているといえます。

この背景としては、日本における個人所得税は税収全体の約 3 割を占める最も大きな税収項目であり、居住者に対する税制設計も複雑なものとなっています。これをそのまま非居住者に適用することは実務的でないため居住者と非居住者の間で大きな乖離が生まれるのに対して、ベトナム及び中国においては個人所得税の税収全体に占める割合は約 6% 前後であり、居住者に対する税制についてもそもそも複雑な制度設計を要しないことがあると考えられます。

従って、ベトナム及び中国においては、全世界所得を納税範囲とするのか国内源泉所得を納税範囲とするのかの相違はあるものの、課税範囲に含まれる限りにおいては居住者と非居住者について基本的に同額の税額が計算されることになります。

また同時に日本においては、基本的に非居住者に対して、相対的に低額の所得について税負担が比較的軽く、高額の所得については税負担が軽くなる傾向があることを意味しています。

外国籍駐在員に対する税制上の優遇

ベトナム個人所得税においては以下のような優遇が設けられています。

- ・労働契約に基づく引越手当
- ・子女教育費
- ・年一回のホームリーブ費用（同伴家族に対する適用無し）
- ・母国における強制適用社会保険費用

会社が住宅費を負担する場合は、（住宅手当を除く）課税所得の 15%と、負担される住宅費実費のいずれか小さい金額が、住宅手当として課税されます。

中国の個人所得税においては以下のようなものが設けられています。

- ・現物支給又は実費精算方式で取得する住宅手当、食事手当、引越費用、クリーニング代
- ・合理的な基準に従って取得する国内外出張手当
- ・ホームリーブ旅費（年 2 回）、語学訓練費、子女教育費等で税務機関の審査を経て合理的と認められた部分

また、日本においては、基本的に優遇はほぼないものの、引越費用及び年一回のホームリーブ費用（同伴家族を含む）が該当するものといえます。

ここで、ベトナム及び日本においては一定の基準に基づく出張手当が非課税所得とされ、さらにベトナムは時間外手当割増部分についても非課税所得とされているのに対して、中国においては上述の外国籍人員に対する出張手当を除き全て課税対象とされています。

社会保険（Social Insurance）及び健康保険（Health Insurance）、失業保険（Unemployment Insurance）

社会保険および失業保険はベトナム人にも適用されており、社会保険の強制加入の対象となるのは 3 ヶ月以上の雇用契約あるいは期間の定めのない雇用契約のあるベトナム人のみとなっています（2018 年以降についてはワークパーミットを取得している外国人についても適用される予定です）。

雇用保険の強制加入の対象となるのは、10 人以上労働者を雇用している企業で、12 ヶ月以上の雇用契約あるいは期間の定めのない雇用契約のあるベトナム人のみが適用となります。

健康保険は、ベトナム人およびベトナムの労働契約書によって雇用されている外国人に適用されます。

また、これらの強制保険への拠出金の算出基礎となる給与・賃金は雇用契約書に記載されている給与・賃金となり（今後は給与・賃金に手当等を加算した金額とされる予定）、最低賃金の 20 倍が上限であるとともに、これらの強制加入の社会保険及び健康保険、失業保険への雇用主による拠出は課税対象とされる従業員への手当とはならず、また、従業員による拠出は個人所得税の計算上控除が可能となっています。

以上

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2016 年 8 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn